

八尾空港供用規程

制定	平成21年3月18日	八総第487号
改正	平成22年3月31日	八総第336号
改正	平成24年1月26日	八総第223号
改正	平成26年3月11日	八総第250号
改正	令和3年3月4日	八総第339号
改正	令和6年12月23日	八総第208号

空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、八尾空港供用規程を次のとおり定める。

（運用時間）

第1条 八尾空港の運用時間 11.5時間（8時～19時30分）

但し、空港の施設の工事又は、地震災害等の緊急事態等のため必要と認める場合にあっては、空港の運用時間を変更することがある。

（八尾空港の概要）

第2条 滑走路2本

- (1) A滑走路 長さ 1,490m × 幅45m
- (2) B滑走路 長さ 955m × 幅30m

2 単車輪荷重

- (1) A滑走路 8.2t
- (2) B滑走路 2.5t

3 エプロン駐機スポット数

- (1) ノースエプロン 26スポット（回転翼用）
 - * うち、外来機用スポットは10スポット
- (2) サウスエプロン 74スポット
（固定翼69、回転翼3、固定翼及び回転翼共用2）
 - * うち、外来機用スポットは8スポット

4 ILS施設 無

（八尾空港が提供するサービスに関する情報）

第3条 空港の情報

- (1) 空港管理者 国土交通省大阪航空局八尾空港事務所
住所 〒581-0043 大阪府八尾市空港2丁目12番地
TEL 072-992-0031

(2) 給油事業者

エス・ジー・シー佐賀航空株式会社

提供する燃料の種類 ジェット A-1、AVGAS

住所 八尾営業所 〒581-0035 大阪府八尾市西弓削2丁目216番地

TEL 072-920-5555 (燃料施設)

営業時間 8時30分～17時30分 (事前連絡で運用時間内外対応)

マイナミ空港サービス株式会社

提供する燃料の種類 ジェット A-1、AVGAS

住所 〒581-0043 大阪府八尾市空港2丁目12番地

TEL 072-922-7223

営業時間 8時～18時 (事前連絡で運用時間内外対応)

(3) 着陸料等

・着陸料

[ジェット機] 25t以下 ① 950円 / t

② 3,400 × (騒音値 - 83) EPN デシベル

[その他の航空機] 6t以下 一律1,000円

・停留料

[23t以下の航空機] 3t以下 ①一律810円

4t～6t ②一律810円

7t～23t ③ 30円 / t

なお、料金の特例等の詳細については、「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示 (昭和45年運輸省告示第76号)」及び「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示 (平成29年運輸省告示第259号)」を参照願います。

(4) 空港アクセス地下鉄八尾南駅から徒歩約15分 (空港に乗入れている交通機関はありません。)

(5) 空港に関するその他の情報

1) 空港への進入道路は、22時から06時の間は閉鎖します。

2) 小型航空機の専用空港であり、定期便の就航はありません。

3) 原則として、最大離陸重量5.7tを超える航空機の使用は認めていません。

4) 八尾空港内に所在する航空機使用事業者及び航空運送事業者

朝日航空(株)、朝日航洋(株)、アジア航測(株)、大阪航空(株)、共立航空撮影(株)、
第一航空(株)、東邦航空(株)、中日本航空(株)、(株)ノエビアアビエーション

* 主な事業概要) 航空測量調査、操縦練習・パイロット養成、取材報道、広告
宣伝、送電線等点検、物資輸送、遊覧その他の飛行
詳しいお問い合わせは、各社のホームページを参照

2 その他

地震災害等の緊急時には、八尾空港制限区域内及び各事業者建物敷地を除き、八尾

市の広域避難地として指定されています。

(サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項)

第4条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、「空港管理規則」(昭和27年運輸省令第44号)の定めるところによる。

2 正当な理由がなく、刃物、棒、小型無人機(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)第2条第3項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。)その他の使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのある物を持ち込んで서는ならない。

3 空港事務所長の承認を受けずに小型無人機を飛行させてはならない。

(公表)

第5条 本規程は大阪航空局ホームページに掲載し、最新の情報を提供する。

附 則

本規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成22年4月1日から改正する。

附 則

本規程は、平成24年1月26日から施行する。

附 則

本規程は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和6年12月26日から施行する。